

臨床検査の保険適用について

区分E3（新項目）（測定項目が新しい品目）

| 測定項目 | 測定方法 | 主な測定目的                   | 点数   |
|------|------|--------------------------|------|
| イヌリン | 酵素法  | 血清及び尿中のイヌリン測定（腎糸球体濾過値測定） | 120点 |

- 保険適用希望業者 東洋紡績株式会社
- 参考点数 D015 血漿蛋白免疫学的検査「11」β<sub>2</sub>マイクログロブリン（β<sub>2</sub>-m）  
120点
- 判断料 生化学的検査（I）判断料 155点（月1回につき）

## 保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

### 区分E3（新項目）（測定項目が新しい品目）

#### ○イヌリン

測定内容：イヌリンは、生体内では合成されない多糖類であり、腎において血漿中から尿中へと自由にろ過される。被験者にイヌリン製剤を静注した後、時間をおいて血清、尿中のイヌリン濃度を測定することにより、腎機能を評価することができる。

対象疾患：糖尿病性腎症、慢性糸球体腎炎、腎硬化症 等

#### ・酵素法

血清中又は尿中のイヌリンを酵素により反応させ、生成したキノン色素を比色定量して測定する方法。

# 体外診断用医薬品の保険適用上の区分

- ・ E 1 (既 存) 測定項目、測定方法とも既存の品目
- ・ E 2 (新方法) 測定項目は新しくないが、測定方法が新しい品目  
例: 「糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原」(測定項目)の測定方法として「免疫クロマト法」を追加する場合  
「EIA法により測定した場合に限り算定」  
↓  
「EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定」
- ・ E 3 (新項目) 測定項目が新しい品目  
例: 測定項目として「シスタチンC精密測定」を追加する場合  
(検査料については、 $\beta_2$ -マイクログロブリン( $\beta_2$ -m)精密測定に準じて算定)